

●香川県告示第167号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

令和2年5月26日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 指 定 番 号 西土指道 第1号
- 2 指 定 年 月 日 令和2年5月18日
- 3 指定道路の位置 観音寺市植田町字西下1830番1の一部、1830番2の一部、1832番1の一部、
1833番1の一部、1833番2の一部、1834番1の一部及び同地先水路
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 5.01メートル～6.01メートル
延長 92.57メートル

関係の図面は、香川県土木部建築指導課及び香川県西讃土木事務所総務課において閲覧に供する。